

商業教育コンソーシアム東京 設置要項

(目的)

第1条 東京都教育委員会は、都立商業高校が企業、NPO法人、大学・専門学校、地域・商店街等（以下「企業等」という。）と連携して、都立商業高校生のビジネスを実地に学べる機会を拡充していくため、「商業教育コンソーシアム東京」（以下「コンソーシアム」という。）を設置する。

(事業)

第2条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) コンソーシアムに協力する企業等（以下「協力企業等」という。）の募集及び協力依頼
- (2) 都立商業高校の要望の把握
- (3) 都立商業高校と協力企業等との連絡調整
- (4) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

(構成)

第3条 コンソーシアムは、次の各号に定める組織・団体等により構成する。

- (1) コンソーシアムの趣旨に賛同する企業等
- (2) 東京都教育庁指導部高等学校教育指導課、都立学校及び東京都関係部局

(理事会)

第4条 事業の円滑な運営のために、コンソーシアムに理事会を置く。

(理事会の組織及び運営)

第5条 理事会は次により構成する。

- (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 1名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 参与 若干名
- 2 理事長は、東京都教育庁指導部長の職にあるものをもって充て、コンソーシアムを代表し会務を総括する。また、理事会の議長を務めることとする。
 - 3 副理事長、理事及び参与は、第3条各号に定める組織・団体等の中から理事長が選任する。
 - 4 副理事長は、理事長を補佐する。
 - 5 理事会は、年に1回以上開催することとし、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画、事業報告等
 - (2) 設置要項の改訂に関する事等、コンソーシアムの運営に係る重要事項
 - (3) その他、理事長が必要と認める事項
 - 6 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。なお、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

7 理事会の事務は、第14条に定める事務局が処理する。

(理事の任期)

第6条 理事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合は、理事長が速やかに後任の理事を選任し、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(専決処分)

第7条 理事長は、理事会を招集できないとき、又は理事会の権限に属する事項で協力企業等の登録及び削除の審査並びに軽易なものについては、これを専決処分することができる。

なお、専決処分により決定した事項は、次の理事会において承認を受けるものとする。

(協力企業等の登録)

第8条 コンソーシアムに協力しようとする者は、別に定める協力承諾書を理事長宛てに提出するものとする。

2 理事長は、提出された協力承諾書について審査し、協力承諾書が第1条に定める目的達成に資すると認められる場合は、申請を承諾し協力企業等として名簿に登録する。

(削除)

第9条 協力企業等は、登録の削除を希望するときは、別に定める登録企業削除願を理事長宛てに提出しなければならない。

2 理事長は、提出された登録企業削除願を承諾した場合、名簿から削除する。

(除名)

第10条 理事会は、協力企業等が次のいずれかに該当する行為を行ったときは、理事会の審議及び議決により、これを名簿から削除することができる。ただし、この場合には当該企業等に対し弁明の機会が与えられなければならない。

(1) この要項に違反したとき。

(2) コンソーシアムの目的に反する行為をしたとき。

(3) その他コンソーシアム及び都立商業高校に不利益を及ぼした場合、又は、その恐れのある場合

(協力企業等連絡会)

第11条 事業を円滑に進め、効果的な事業連携を図るため、協力企業等連絡会を開催し、情報交換等の場を設定する。

(協力企業等連絡会の組織)

第12条 協力企業等連絡会は、企業等が参加する。

2 協力企業等連絡会は、次の事項を情報交換する。

(1) 事業計画、連携内容報告等

(2) その他必要事項

- 3 協力企業等連絡会は、年に1回以上開催する。
- 4 協力企業等連絡会の事務は、第14条に定める事務局が処理する。

(オブザーバー)

第13条 コンソーシアム事業を円滑に進め、効果的な事業連携を図るため、理事長が必要あると認めるときは、理事会に以下に挙げる理事以外の者（以下「オブザーバー」という。）を出席させることができる。

- (1) 東京都教育庁都立学校教育部ものづくり教育推進担当課長
- (2) 東京都教育庁都立学校教育部都立高校改革推進担当課長
- (3) 東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課長
- (4) 東京都産業労働局商工部商工施策担当課長

(事務局)

第14条 コンソーシアムの事務局は、教育庁指導部高等学校教育指導課に置く。

(その他)

第15条 この要項に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要項は、平成30年7月1日から施行する。